飲食店における新型コロナウイルス感染予防対策強化への支援について (パーテーション設備設置に限定した補助金制度の創設)

令和2年12月16日 食品生活衛生課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む県内の飲食店に対して、その経費の一部を補助する制度を創設し、感染予防対策を促進することで、県民に安心して飲食店を利用できる環境を整備する。

2 新たな補助制度創設の背景

令和2年10月に飲食店における「飛沫感染予防対策」,「接触感染予防対策」,「換気による感染予防対策」に要する経費を助成する「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金」を創設し,新型コロナウイルス感染拡大防止を図ってきた。こうした中,11月下旬以降,広島市を中心に感染者が急増し,県内全域に渡って感染状況が拡大基調となっていることから,飲食店における飛沫感染予防対策をこれまで以上に強力に進めることとする。

【飲食店に対する要請】

「アクリル板等の仕切りの設置」,「他者との間隔の確保」,「マスク会食の徹底」といった飛沫感染予防対策の強化に取り組むよう要請している。

3 補助制度の概要

(1)補助対象者

- 広島県内に店舗があること。
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- その他「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金」の 補助対象事業者と同様。

(2)補助上限額

10万円以内(消費税は含まない)、1店舗につき1回限り

(3) 補助対象経費

令和2年12月10日(木)から令和3年2月26日(金)までの間に購入設置,支払 完了した経費。

《補助対象経費》

アクリル板、ビニールカーテンなど隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のための物理的な仕切りをするための設備